

発信者情報開示の
現在の問題点
発信者情報・権利侵害の明白性

弁護士 壇 俊 光

はじめに

なぜ、日本の発信者情報開示は、
こんなに被害者に厳しいのか。

- **プロバイダ責任制限法検証WG**

- http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/completed_WG.html

- **「プロバイダ責任制限法検証に関する提言」
の公表平成23年7月21日**

- http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_01000037.html

- **実務に詳しい方、技術に詳しい方は皆無**

なぜ、日本の発信者情報開示は、
こんなに被害者に厳しいのか。

- http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/completed_WG.html
- 第6回会合 関係者からのヒアリング(3)
 - 4人の弁護士が、法律自体の問題点を指摘
- 第7回会合 反論資料が出現
 - 開示する発信者情報の範囲について
 - http://www.soumu.go.jp/main_content/000111144.pdf
 - プロバイダ責任制限法の検証に関して考えられる個別の論点
 - http://www.soumu.go.jp/main_content/000111146.pdf

混ぜるな危険

- 誰が
 - 一般人、弁護士
- 何を
 - IPアドレス、住所、氏名
- どのような手続きで
 - 訴訟、仮処分、任意開示、弁護士法23条による照会
- その結果どういう効果
 - 開示・被害時の強制
 - 損害賠償の免責

法律自体の出来の悪さは あまり知られていない。

- ネット中傷に詳しい、神戸大大学院の森井昌克教授(情報通信工学)は「手続きを取って調べれば、誰が書いたのかは必ず分かる。ネット世界に匿名性はある得ないことを皆が自覚し、書き込みに責任を問えるような法整備などの対策が必要だ」と指摘している。
- 2012年7月23日 中日新聞

発信者情報について

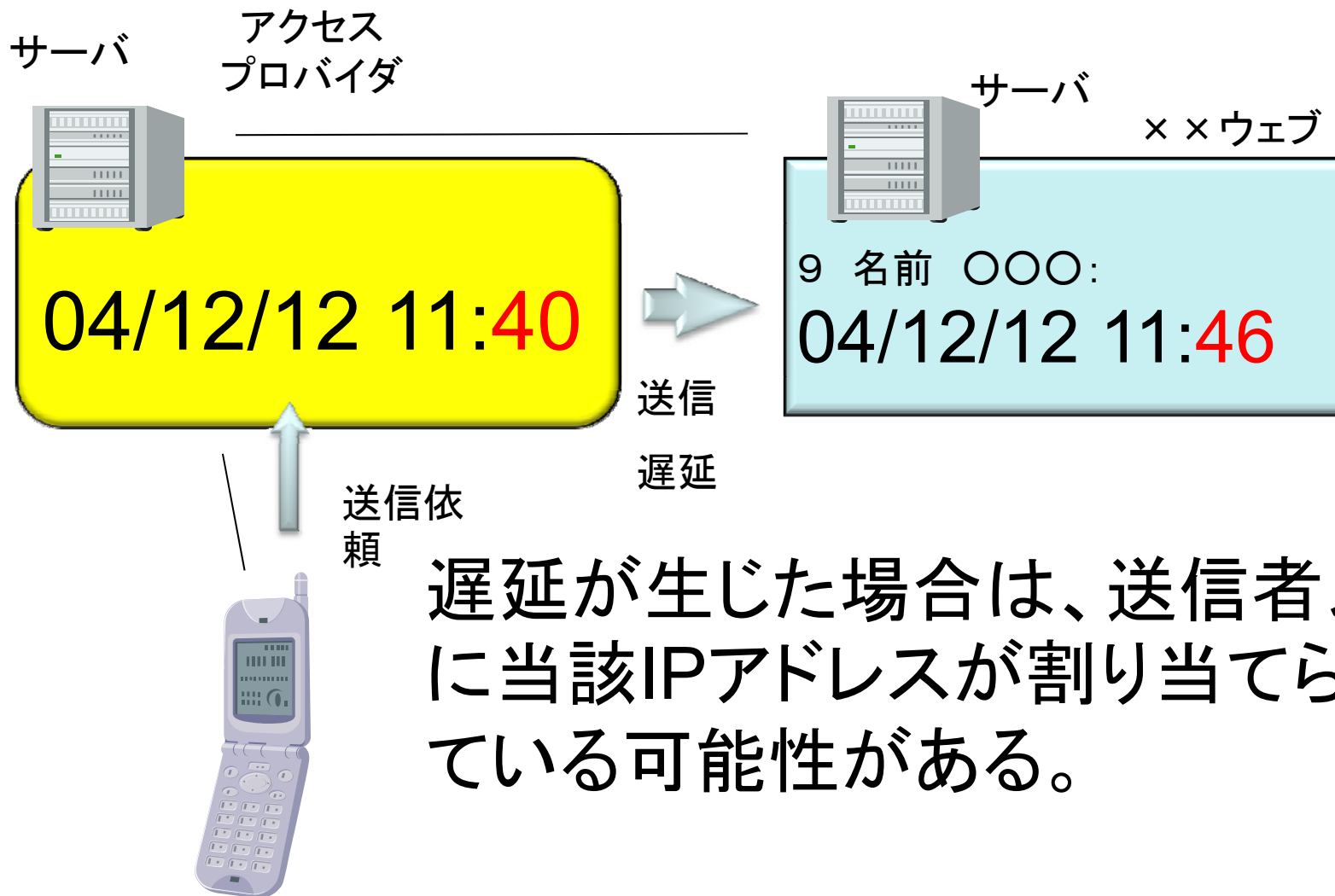
発信者情報

- 当初、氏名、住所、メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプの5つに限られていた。
- その後、平成23年省令改正で、SIMID、固体識別番号が加わった。

IPプロトコルによる 発信者特定の限界

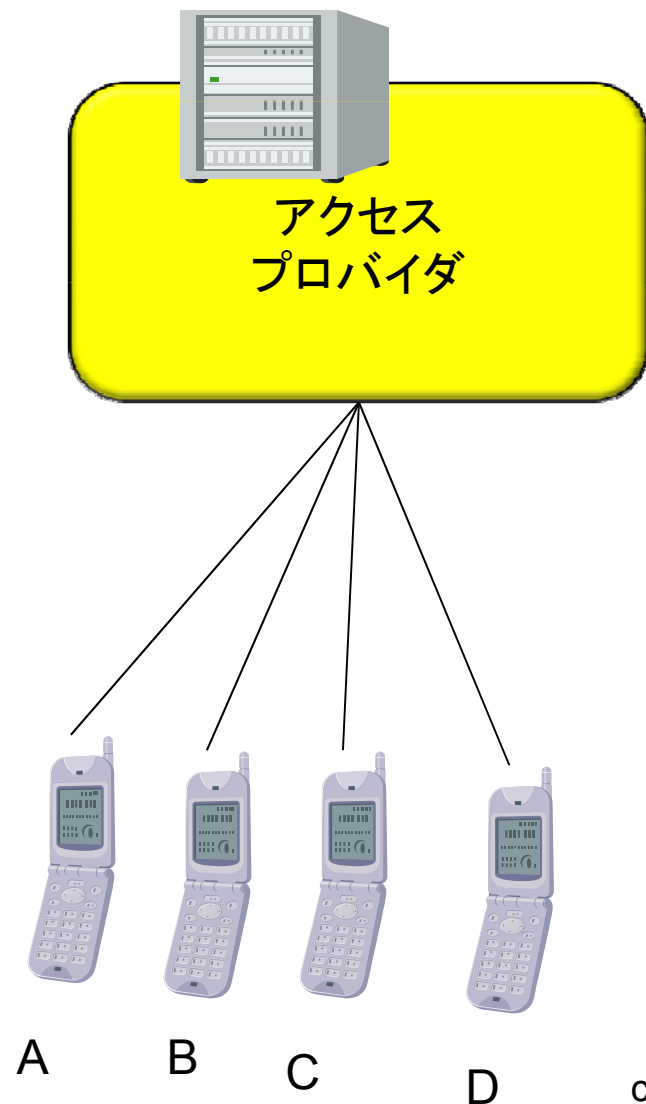
- DHCPにより、ISPが一時的に利用者にIPアドレスを割り当てることが行われているので、当該時点で当該IPアドレスを使っていた者を特定しなければならない。
- IPアドレスで特定不可能であれば、ほぼ不可能。

IPアドレスとタイムスタンプ



遅延が生じた場合は、送信者以外に当該IPアドレスが割り当てられている可能性がある。

IPアドレスとタイムスタンプ



- 04/12/12 11:40 A
- 04/12/12 11:40 B
- 04/12/12 11:40 C
- 04/12/12 11:40 D

極めて短時間に多くの者に同一IPアドレスを割り当てている場合、IPアドレスとタイムスタンプだけでは特定が困難

携帯電話の特定

- IPヘッダの送信先が解るだけでも、発信者の特定に資する。
- HTTPヘッダの固有識別番号、SIMIDなどから特定出来る場合がある。
 - ただし、常に送信するとは限らない。送信しない設定も可能
 - スマホは、送信しないことが多い。

IPヘッダ

ビット0

ビット31

バージョン	ヘッダ長	優先順位	パケット長	
識別番号			フラグ	フラグメントオフセット
TTL	プロトコル番号		ヘッダチェックサム	
送信元IPアドレス				
送信先IPアドレス				
オプション				

携帯電話からHTTP通信で投稿した場合 ウェブサーバに保存されたアクセスログの例

- 202.229.178.139 送信元IPアドレス
- - - ユーザ名 ユーザ名が無いときはーになる。
- [24/May/2012:14:23:52 +0900] 送信日時
- “POST 送信用のリクエスト
- /test/〇〇〇 送信リクエスト先
- HTTP/1.1“ 通信プロトコル
- 200 正常終了の場合の番号
- 575 バイト数
- “http://dan-law.jp/〇〇〇/” 呼出し元のURL
- “DoCoMo/2.0 ブラウザの種類(ドコモの一定の機種)
- N01B 携帯機種
- (c500; 読み込み可能なキャッシュの最大数。
- TC; 画像を表示しない通信
- W24H16; 縦横の大きさ
- Ser〇〇〇; 固体識別番号
- lcc〇〇〇)” SIMID

一般規定の必要性は明らか

- 現行法は、HTTP通信ですら、発信者特定に資する多くの有用な情報の開示請求が認められていない。
 - 様々な情報を駆使してようやく、本人特定可能。
- 今後、新しいプロトコルが規定される可能性がある。
 - 携帯電話の固有識別番号ですら、省令改正で認められたのは去年。
 - 電話番号に到っては未だ認められていない。

→ 周回遅れの総務省

提言は包括的規定に 否定的

- 発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって、場合によっては通信の秘密として保護される事項であることに鑑みると、被害者の権利行使にとって有益ではあるが必ずしも不可欠とはいえないような情報や、秘匿とする必要が高く開示をすることが相当とはいえない情報まで開示の対象とすることは許されない。
- 包括的に規定すると、秘匿する必要が高く、かつ被害者の権利行使に必ずしも不可欠とはいえないような情報まで開示してしまう蓋然性が高まる。また、今後予想される急速な技術の進歩やサービスの多様化により、プロバイダ等が保有していて開示請求をする者の損害賠償請求等に有用と認められる情報の範囲も変動することが予想され、その中には開示の対象とすることが相当であるものとそうでないものが出てくるであろうことから、包括的に規定すると、開示の対象とすることが相当でないものまでその対象となってしまうことも考えられる。

これが包括規定拒否の理由になり得るのか

- 開示の対象とすべきでない情報が含まれる。
 - それは開示の要件と手続きの問題
- プロバイダ等が保有する情報も変動する
 - だからこそ、包括規定が必要。本末転倒な議論

IPアドレス偽装も容易 になりつつある

- IPアドレスを偽装して安全にインターネット接続を可能にするフリーソフト「spotflux」
- 無料VPNソフトウェア、Hotspot Shieldを試してみる

権利侵害の明白性

権利侵害の明白性

- 不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存在しないことまでを意味する。～逐条解説
 - 何をもって窺わせる事情か
- 存在をうかがわせるような事情というのは
 - 立証の程度か？
 - 立証責任の転換か？

条文解釈として

- 日本語に、「明らか」を「立証責任の転換」と読み替える読み方は無い。
 - 「明らか」とは「物事がはっきりしている様」(広辞苑第6版)

条文解釈として

- 明白性を立証責任の転換とする法律もない。

– 参考 民事保全法第十三条

保全命令の申立ては、その趣旨並びに保全すべき権利又は権利関係及び保全の必要性を明らかにして、これをしなければならない。

- 民事保全法では、抗弁事由の不存在の疎明を要することが多い。この疎明に関する立証責任については「立証責任の分配は、本案訴訟における場合と異ならず、一般原則によるとされている。」(注解民事保全法上巻143～144頁)。

要件事実解釈として

- 争点形成責任が認められていない
 - 抗弁の不存在を主張立証しない限り、主張自体失当と扱われる。
- 特定の抗弁だけ立証責任を負わせるというのは、明白性の文言から困難。
 - あらゆる抗弁の不存在の立証責任を負うとさらに不合理な結論になる。
- 本来的には、主な抗弁の不存在の疎明と考えるのが妥当。
 - そのような解釈を現在の裁判所が採るのは困難

裁判例の状況

- 名誉毀損
 - 真実性の抗弁 概ね転換を認めている
 - 立証の程度は、比較的緩いことが多い。
 - 相当性の抗弁 概ね転換を認めていない
 - 対抗言論 微妙
- プライバシー侵害 抗弁転換認めていない
- 著作権侵害 抗弁転換認めていない
- 商標権侵害 抗弁転換認めていない
- 不正競争防止法 抗弁転換認めていない

実務的な側面

- そもそも、発信者情報が分からないと被害救済できない。
 - 勝訴判決獲得以上の要件を要する。
- 発信者のいない法廷で公益目的や真実性の立証は意味がない。
 - プロバイダ側弁護士が、想像した理不尽な主張の数々
- プロバイダ等は、明白性が明白でないと言います。
 - かなり酷い事案でも任意開示に応じない。

権利侵害の明白性について の提言の説明

- この「権利侵害の明白性」の要件は、被害者の被害回復の必要性和、発信者のプライバシーや表現の自由の利益との調和の観点から規定されたものである。
- 可能な限り、萎縮効果を及ぼさないように配慮する必要がある。
- そうすると、権利侵害が明白である場合にのみ、発信者情報の開示を認めることには必要性及び合理性があるといえ、発信者による権利侵害が明白でないのに、発信者のプライバシー等の利益が侵害されてもよいと考えることは相当ではない。

権利侵害の明白性と 違法性阻却事由

- 発信者情報は、前述のとおり、発信者のプライバシーに関する情報であって、一度開示されると原状回復ができない性質のものであり、その取扱いは慎重に検討すべきである。
- また、名誉毀損に関しては、特に政治的な表現において違法性阻却事由が問題となりやすい性質を有するところ、「権利侵害の明白性」に違法性阻却事由の不存在を要求しないとすると、匿名による政治的な表現活動に過剰な萎縮効果を及ぼすおそれもあり、匿名表現の自由の保障の観点から問題がある。

疑問

- 調和が、なぜ立証責任の転換なのか。
- 慎重・萎縮的効果が、なぜ、違法性阻却事由の不存在なのか
 - 政治的表現の保護の為に、酷い名誉毀損についてまで、重い要件を課す必要はない。

目的は手段を正当化しない。

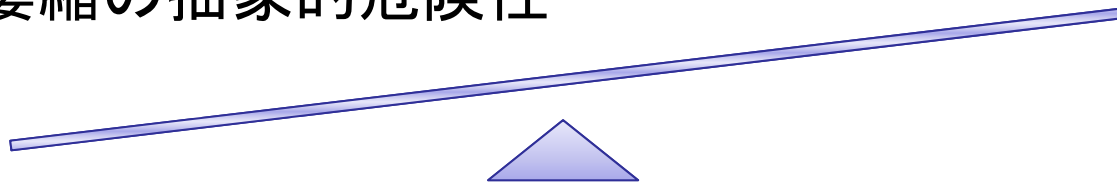
プロバイダ責任制限法における調和

発信者のプライバシー

- 情報悪用の抽象的危険性
- 表現萎縮の抽象的危険性

被害者救済

- 実際に被害を被った被害者の救済の現実的必要性
- 同種被害が繰り返される現実的危険性



問題になる場面

- 裁判上の請求
 - 裁判所が慎重な判断の上に屋上屋を架す必要はない。
- 任意開示に関するプロバイダ等の免責
 - 過失による不開示 プロ責法4条4項
 - 過失による開示 立法論又は解釈による免責で対応するべき
- 不当に開示された者のプライバシー保護
 - 開示情報の不当利用に関する損賠・処罰
 - 人格権に基づく抹消請求。

→「明白性」という要件を設けて、立証責任を転換する必要はない。

明白性に関する結論

百害あって
一利なし。

発信者情報開示の立法的課題

- 特定電気通信の範囲の見直し
 - メール送信に対する発信者情報開示等？
- ログの保存請求権創設
 - 仮処分で開示されたIPアドレス・タイムスタンプに関して、仮処分で保存を求めることは過度の負担を強いるものではないのか？
- 「明白性」要件の見直し
 - 訴訟上の請求と任意開示の請求を同一要件で考えるべきか？
 - IPアドレスの開示と住所氏名等開示は同一要件であるべきか？
 - 発信者に対する損害賠償訴訟以上の立証負担を負わせるのは合理的か？

発信者情報開示の立法的課題

- 任意開示に対する免責規定創設
 - 免責が存在しないということは、事実上任意開示が不可能となるのではないか？
- 発信者情報の一般規定創設
 - ヘッダー情報だけでも多種多様であるが、IPアドレスとタイムスタンプに限定する意味はあるのか？
- ADRを用いた紛争解決
 - これらの機関の判断に従った場合免責される制度は必要ではないか？
- 訴訟管轄による負担軽減措置
 - ISPは東京に集中しており、地方の被害者は請求困難となっている？
- 開示の不当拒否に対する措置命令
 - 間接強制無視に対する法的な強制措置は必要ではないか？